

第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 における寄附又は協賛募集
に係る個人並びに企業及び団体等との対応指針

令和 6 年 3 月 22 日 理事長決定

(目的)

第 1 条 本指針は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）の役員及び事業団デフリンピック準備運営本部（以下「準備運営本部」という。）の職員（以下「役職員」という。）が、第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025（以下「本大会」という。）の寄附者又は協賛企業となり得る個人並びに企業及び団体等（以下、企業と団体等を合わせて「企業等」という。）と接触するに当たって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業団が本大会において寄附又は協賛の募集を行う場合は、公募により行うものとし、寄附又は協賛を希望する個人又は企業等による自発的な応募に基づくことを原則とする。

2 個人又は企業等からの本大会への寄附及び協賛の応募状況等を踏まえ、必要な限度に応じて事業団が個人又は企業等に個別に接触できるものとする。なお、寄附金、協賛金、役務及び物品等の提供に係る申込を勧誘する場合は、その勧誘が個人又は企業等の過度な負担とならないようにしなければならない。

3 役職員は、いかなる場合も私的利益のために個人又は企業等と接触を行ってはならず、また、個人又は企業等の一部に対して便宜を取り計らうなど、公平性を欠く取扱いをしてはならない。

(適用範囲)

第 3 条 本指針の適用対象者は、次の者とする。

- (1) 事業団の定款に定める役員（理事及び監事）
- (2) 事業団職員就業規則に定める準備運営本部職員（東京都からの派遣職員、地方公共団体からの派遣職員、民間企業等から出向している職員、労働者派遣法により派遣された職員及び非常勤職員を含む。）

(個人及び企業等)

第 4 条 役職員は、企業等による寄附又は協賛の内容が、大会の開催趣旨に沿いつつ、大会準備・運営に資するものであると見込まれる場合に接触できるも

のとする。ただし、第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 寄附金募集要綱（以下「寄附金募集要綱」という。）第 8 の規定及び第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 協賛要綱（以下「協賛要綱」という。）第 5 条に定めるものを除く。

- 2 役職員が、企業等と接触する場合は、法令等に従って、公平かつ公正な対応をしなければならず、寄附又は協賛の申込の勧誘が、個人又は企業等にとって、過度な負担とならないようにすること。
- 3 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき、地方公共団体等から事業団に派遣されている役職員のうち、事業団に着任した日の 3 年前から着任した日の間までに、企業等に対する許認可権限を有する業務歴がある者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 9 項第 5 号に抵触するおそれがあることから、個人及び企業等への接触を行わないものとする。
- 4 役職員は、事業団に着任した日の 3 年前から、当該個人又は企業等に対して、令和 6 年 3 月 4 日付「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部利害関係者との接触に関する指針」第 3 条に規定する利害関係があった者も個人及び企業等への接触を行わないものとする。

（企業等への接触に係る手続）

- 第 5 条 個人又は企業等に接触する場合は、別紙「東京 2025 デフリンピック 寄附・協賛に関する企業等との接触記録シート」（以下「記録シート」という。）に必要事項を記載の上、準備運営本部総務部（以下「総務部」という。）に事前に提出し、当該役職員が接触しようとしている個人又は企業等との間で、第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に抵触しないか等の確認を受けるものとする。
- 2 個人又は企業等と接触する場合は、2 名以上の役職員で対応しなければならない。
 - 3 個人又は企業等に接触した役職員は、速やかに、接触状況など必要事項を記載した記録シートを総務部に提出するものとする。

（留意事項）

- 第 6 条 役職員は、公表されている資料及び総務部財務企画グループ財務企画チームが作成した資料に基づき個人及び企業等に対して説明を行うものとし、個々の個人又は企業等に対する説明が異なることのないように最大限努めなければならない。
- 2 個人又は企業等から、事業団の寄附募集要綱又は協賛要綱に定められた事項以外の要望等があった場合は、総務部との協議の上、対応するものとする。

(その他)

第7条 本指針に定めのない事項については、法令、事業団の各規程等に従って対応するものとする。

附 則 本指針は、令和6年3月22日から施行する。

附 則 本指針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 本指針は、令和6年7月16日から施行する。